

平成26年度第1回北海道青少年健全育成審議会

日 時 平成26年6月6日(金) 13:30~15:00

場 所 北海道庁別館10階企業局会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 議 事

(1) 説明事項

① 北海道青少年健全育成審議会の所掌事項について

② 北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の所掌事項について

(2) 北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会委員の指名について

(3) 報告事項

① 北海道青少年健全育成条例の取組について

(4) 諮問

① 北海道青少年健全育成基本計画の見直しについて

5 その他

6 閉 会

配 付 資 料

資料1-1 : 北海道青少年健全育成審議会の公開について

資料1-2 : 北海道青少年健全育成審議会傍聴要領

資料2 : 北海道青少年健全育成条例抜粋

資料3 : 北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会設置要綱

資料4 : 北海道青少年健全育成条例の取組について

資料5-1 : 北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策体系

資料5-2 : 北海道青少年健全育成基本計画の指標の検証

資料5-3 : 北海道青少年健全育成基本計画の改訂業務スケジュール

資料6 : 北海道青少年健全育成条例の改正と現行の基本計画

北海道青少年健全育成審議会の公開について

1 会議の公開について

- (1) 北海道青少年健全育成審議会の会議は、北海道情報公開条例第26条により公開とする。
- (2) 北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会における会議は、有害興行、有害図書類の指定などに関わる審議で、特定企業等に不利益を及ぼすなどのおそれがあり、会議の公開は部会委員の自由闊達な発言に制約を及ぼす可能性があることから、北海道情報公開条例第26条ただし書きに基づき非公開とする。

なお、社会環境整備部会の会議の開催結果については、別途議事要旨を行政情報センターに配架し、公表する。

2 公開の方法

北海道青少年健全育成審議会の会議の公開に当たっては、別途「傍聴要領」に定めるものとする。

3 会議開催の周知

会議の開催予定に関し、道のホームページの活用のほか、報道機関への資料提供等の方法により、日時、開催場所、審議事項等について、周知するものとする。

参 考

- 北海道情報公開条例（平成10年3月31日北海道条例第28号）

第3章 情報提供の総合的推進

第2節 会議の公開

第26条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

北海道青少年健全育成審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 北海道青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の傍聴を希望する方は、事前に電話等でお申し込みいただくか、当日、審議会の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、審議会会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、審議会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 審議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 審議会中において、飲食などはできません。
- (3) 審議会中において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、審議会会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他審議会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

北海道青少年健全育成条例抜粋（昭和30年4月2日条例第17号）

第5章 北海道青少年健全育成審議会（第45条—第52条）

（設置）

第45条 北海道における青少年の健全な育成を図るため、知事の附属機関として、北海道青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第46条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1）知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。

（2）前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、青少年の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第47条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第48条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

（1）学識経験を有する者

（2）青少年の健全な育成に関係する団体の役職員

（3）事業者（法人にあっては、その役職員）

（4）関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

（5）前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任務は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第49条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第50条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第51条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

— 解 説 —

部会においては、専門的事項などについて審議することとなり、有害興業、有害図書類、有害がん具類、有害刃物、有害広告物の指定及び規定により規則で定めることなどについて、審議会から案件を付託され、審議する。

（会長への委任）

第52条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会設置要綱

(設置目的)

第1条 青少年を取り巻く社会環境は、少子高齢化、情報化の進展などにより大きく変化しており、青少年に有害な情報の氾濫や青少年犯罪の低年齢化、凶悪化などが大きな問題となっている。

このため、青少年の健全な育成のための社会環境の整備や、青少年の福祉を阻害する行為の規制などに適切に対応し、以て、次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現に資することを目的として、北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会を設置する。

(社会環境整備部会の所掌事項)

第2条 社会環境整備部会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 青少年の健全な育成のための社会環境の整備に関する事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の福祉を阻害する行為に関する事項を調査審議すること。
- (3) その他、審議会から付託された事項を調査審議すること。

(社会環境整備部会の構成等)

第3条 社会環境整備部会は、部会長、部会委員をもって構成する。

2 部会委員(条例第51条第4項に規定する委員)は6名とし、北海道青少年健全育成審議会会長が指名する。

3 部会委員の任期は、2年とする。ただし、部会委員が欠けた場合における補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会会長の指名により特別委員を置くことができる。

(職務)

第4条 部会長は、社会環境整備部会の所掌事務を統轄する。

(会議)

第5条 社会環境整備部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 社会環境整備部会における議決は、これをもって審議会の議決とする。この場合、その結果を事後の審議会に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月17日から施行する。

平成25年度北海道青少年健全育成条例の取組について

1 有害興行(映画)の指定(条例第15条、第54条)

年度	指定件数	備 考
H25	111	映画倫理委員会の「R18+」指定に基づき緊急指定
H24	105	
H23	54	

2 有害図書類の指定(条例第16条、第54条)

年度	指定件数	備 考
H25	0	審議会(部会)への諮問・答申をもとに指定 ※平成25年度は部会で条例改正の協議を行っていたため有害図書類の指定実績はなし
H24	43	
H23	113	

3 図書類自動販売機等の設置届出(条例第24条)

年度	図書類自動販売機設置届出台数	図書類自動貸出機設置届出台数	計	備 考
H25	145	6	151	台帳管理上停止している自動販売機(35台)・貸出機(6台)を含む。
H24	145	6	151	台帳管理上停止している自動販売機(35台)・貸出機(6台)を含む。
H23	147	6	153	台帳管理上停止している自動販売機(35台)を含む。

4 立入調査(条例第53条)

年度	自動販売機等調査台数	書店(店舗数)	コンビニ(店舗数)	カラオケ(店舗数)	ネットカフェ まんが喫茶 (店舗数)	携帯電話等 販売店 (店舗数)	その他	計	備 考
H25	77	195	1,008	224	94	309	223	2,130	
うち夜間立入	—	13	27	85	27	12	29	193	
H24	206	251	1,125	163	46	387	241	2,419	
うち夜間立入	—	10	0	40	10	1	14	75	
H23	266	243	1,008	193	15	433	250	2,408	
うち夜間立入	—	24	29	62	5	8	30	158	

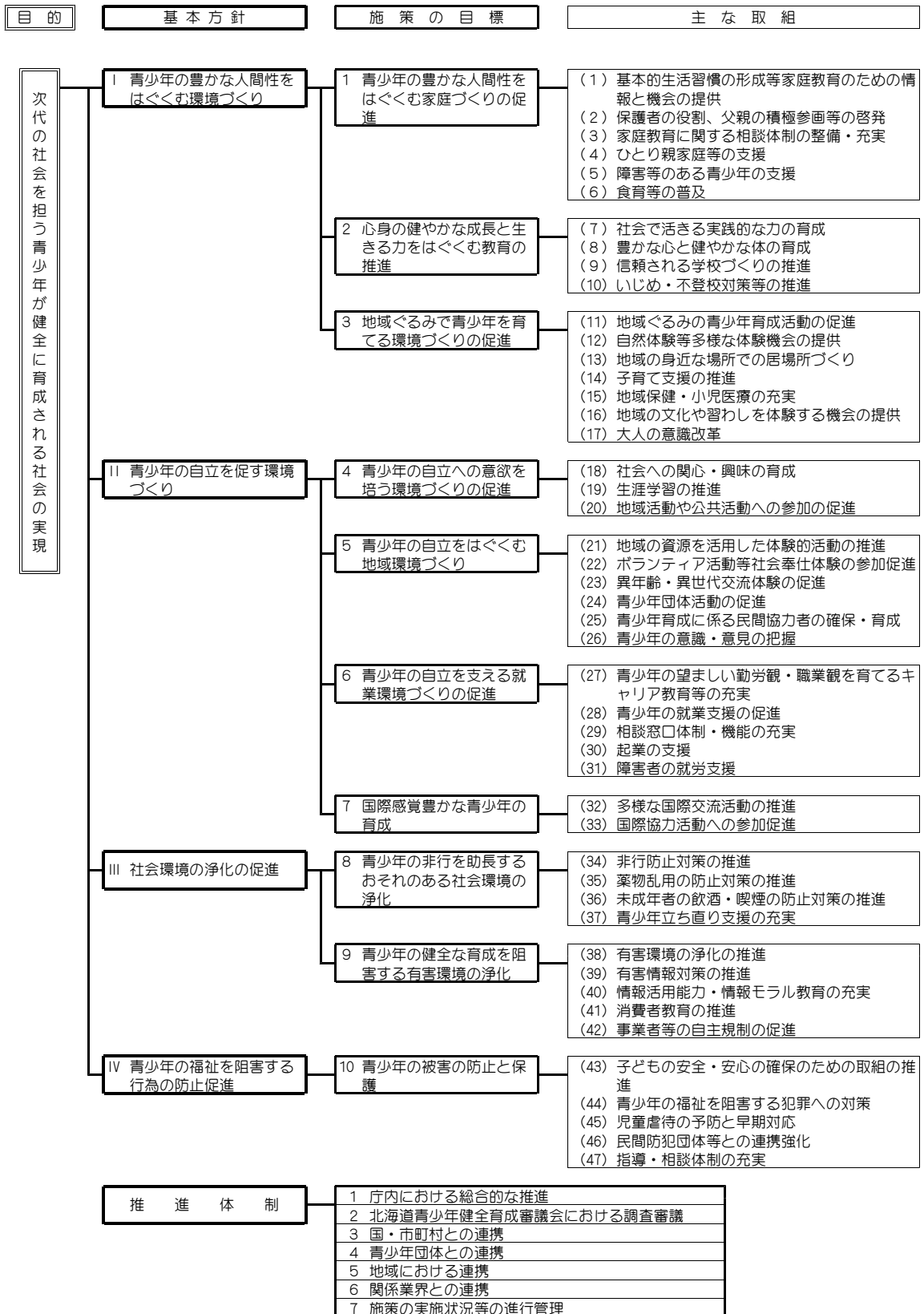
※「その他」の主な内訳 刃物取扱店 ビデオレンタル店 古物商 興業場 出会系カード販売業者等

5 措置命令(条例第27条)

年度	件数	業者	箇所	対象自販機(台数)	対象有害図書類(個数)				備 考
					雑誌類	録画テープ	録画盤	がん具	
H25	0	0	0	0	0	0	0	0	
H24	0	0	0	0	0	0	0	0	
H23	12	2	20	25	25	0	0	22	3

※ 自動販売等業者への撤去命令

北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策体系（現行）



北海道青少年健全育成基本計画の指標の検証

主要な指標

- 1 小中学生の朝食摂取の状況
- 2 育児休業取得率
- 3 子育てを支援する企業割合
- 4 青少年の主張参加学校数
- 5 規範意識や基本的な倫理観等の状況
- 6 学校における一斉読書の取組状況
- 7 いじめの解消の状況
- 8 不登校児童生徒の学校復帰の状況
- 9 放課後児童クラブ数
- 10 ファミリー・サポート・センター数
- 11 合計特殊出生率
- 12 道民カレッジの講座受講者数
- 13 地域住民と共同して行うボランティア活動の実施状況(高校)
- 14 青少年活動リーダー養成の状況
- 15 インターンシップの実施状況
- 16 新規高大卒者就職内定率
- 17 開業率
- 18 外国人留学生数
- 19 青年海外協力隊派遣人員
- 20 有害情報への対応

※ 「達成率」 目標値と実績値との比率

平成26年3月
北海道環境生活部

1 小中学生の朝食摂取の状況

指標説明 全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」、「どちらかといえば食べている」と回答した児童・生徒の道内における割合

[単位: %]

現行計画		実績・進捗状況				
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H19)	(H24)					
小学校	93.6	94.0	94.8	94.6	94.7	94.7
中学校	100.0	90.8	91.6	91.8	90.9	92.8
達成率	小学校	94.0	94.8	94.6	94.7	94.7
	中学校	90.8	91.6	91.8	90.9	92.8

説明	食に関する知識と望ましい食習慣を身につけさせるため、栄養教諭を中心に、給食の時間など教育活動全体を通じて、食の重要性等を指導するとともに、「早寝早起き朝ごはん」運動や、地場産物を活用した栄養バランスの良い献立の普及啓発などを通じて、家庭・地域と連携した取組を進めてきたが、増加傾向にあるものの目標には達していない。
----	---

2 育児休業取得率

指標説明 出産者又は配偶者が出産した者のうち育児休業取得者の道内における割合

[単位: %]

現行計画		実績・進捗状況				
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H18)	(H29)					
男性	2.8	2.9	1.5	0.9	3.3	3.9
女性	84.9	73.2	81.3	80.9	88.2	84.3
達成率	男性	29.0	15.0	9.0	33.0	39.0
	女性	86.1	95.6	95.2	103.8	99.2

説明	育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法など両立支援に関する法令に係る普及啓発を実施し、企業における育児・介護休業規定の整備や両立支援の取組を促進することにより、育児休業の取得率は、男女ともに増加傾向にある。目標値に対する実績としては、女性はほぼ順調であるが、男性は遅れている。
----	--

3 子育てを支援する企業割合

指標説明 次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援に係る「一般事業主行動計画」を策定・届出している企業の道内における割合

[単位: %]

現行計画		実績・進捗状況				
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H17)	(H29)					
大企業	100	99.3	95.9	83.8	98.9	87.0
中小企業	0.052	0.9	1.05	2.47	2.44	2.56
達成率	大企業	99.3	95.9	83.8	98.9	87.0
	中小企業	3.6	4.19	9.9	9.8	10.2

説明	育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法など両立支援に関する法令に係る普及啓発を実施し、企業における育児・介護休業規定の整備や両立支援の取組を促進している。一般事業主行動計画届出割合は、大企業では届出が義務化されているが、未提出の企業がある状況であり、中小企業は義務化されていないので遅れが見られる。
----	---

4 青少年の主張参加学校数

指標説明 全道の中学校のうち、青少年の主張に参加した学校の割合

[単位: %]

現行計画		実績・進捗状況					
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	
(H19)	(H29)						
中学校	50.3	100.0	53.3	54.1	56.1	58.2	56.5
達成率			53.3	54.1	56.1	58.2	56.5

説明	参加学校の拡大のため中学校長会などに働きかけを行っているが、参加学校数はほぼ横ばいであり、遅れが見られる。
----	---

5 規範意識や基本的な倫理観等の状況

指標説明 全国学力・学習状況調査において、「学校のきまりを守っている」、「どちらかといえば守っている」と回答した児童・生徒の道内における割合

[単位: %]

現行計画		実績・進捗状況					
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	
(H19)	(H24)						
小学校	82.7	100.0	82.7	86.1	86.0	86.4	88.9
中学校	84.8	100.0	86.2	87.8	89.2	90.2	92.1
達成率	小学校		82.7	86.1	86.0	86.4	88.9
	中学校		86.2	87.8	89.2	90.2	92.1

説明	全国学力・学習状況調査において「学校のきまりを守っている」の質問に対し、「当てはまる」、又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合は、小・中学校ともに過去5年間漸増し、平成24年実績で90%となった。 各学校における道徳教育の充実に向け、教員研修の充実や指導資料の配布、指定校による先進校な事例の普及などを行うとともに、学校訪問によって学校の課題に応じた指導等を行ってきており、一定の成果は見られるが、目標に達していない。
----	---

6 学校における一斉読書の取組状況

指標説明 全国学力・学習状況調査において、「朝の読書」等の一斉読書の時間を設けていると回答する学校の道内における割合

[単位: %]

現行計画		実績・進捗状況					
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	
(H19)	(H24)						
小学校	66.4	90.0	72.3	91.4	95.3	97.7	97.8
中学校	53.2	90.0	58.5	72.0	78.0	84.2	85.0
達成率	小学校		80.3	101.6	105.9	108.6	108.7
	中学校		65.0	80.0	86.7	93.6	94.4

説明	小学校では目標を達成しているが、中学校では増加傾向にあるものの目標に達していない。これは、中学校では朝読書だけでなく、朝学習など教科学習に重点を置いていることが要因と考えられる。
----	---

7 いじめの解消の状況

指標説明 文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の道内における割合

[単位: %]

現行計画			実績・進捗状況				
基準年度	目標値		H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H19)	(H24)						
小学校	83.9	100.0	92.3	95.0	94.0	96.4	97.6
中学校	79.9	100.0	85.3	86.8	88.6	92.9	94.6
高校	75.5	100.0	79.3	93.7	90.0	97.0	98.6
達成率	小学校		92.3	95.0	94.0	96.4	97.6
	中学校		85.3	86.8	88.6	92.9	94.6
	高校		79.3	93.7	90.0	97.0	98.6

説明	平成23年度から全道の公立学校(札幌市立学校除く)において、「いじめのアンケート調査」を年2回実施し、早期発見・早期解消に努めている。いじめの解消率における平成24年度の全国平均は、小学校90.8%、中学校86.6%、高等学校90.3%であり、本道の解消率はどの校種においても全国平均を上回り増加傾向にあるものの、目標には達していない。
----	--

8 不登校児童生徒の学校復帰の状況

指標説明 文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」の道内における割合

[単位: %]

現行計画			実績・進捗状況				
基準年度	目標値		H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H18)	(H24)						
小学校	31.3	100.0	30.9	31.5	36.0	35.7	35.2
中学校	26.5	100.0	28.3	29.5	32.5	30.5	25.3
達成率	小学校		30.9	31.5	36.0	35.7	35.2
	中学校		28.3	29.5	32.5	30.5	25.3

説明	子ども理解支援ツール「ほっと」の普及や「中1ギャップ問題未然防止事業」など、児童生徒の望ましい人間関係づくりの育成を図る取組を行っているが、目標には達していない。 なお、学校復帰率の平成24年度全国平均は小学校33.8%、中学校は29.6%となっており、本道においては小学校は平均を上回っているが、中学校は下回っている状況にある。
----	--

9 放課後児童クラブ数

指標説明 放課後児童クラブの全道における設置箇所数

[単位: 箇所]

現行計画			実績・進捗状況				
基準年度	目標値		H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H18)	(H21)						
	764	795	825	841			
		(H26)					
		926			868	882	893
達成率			103.8	105.8	93.7	95.2	96.4

説明	平成17年度に策定した第1期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」では、平成21年度までの目標値を795ヶ所と設定している。 また、平成22年度に策定した第2期計画では、平成26年度までの目標値を926ヶ所と設定し、平成24年度末時点での実績は893ヶ所と順調に拡大している。
----	--

10 ファミリーサポートセンター数

指標説明 ファミリーサポートセンターの全道における設置箇所数

[単位:箇所]

現行計画		実績・進捗状況				
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H18)	(H21)					
24	39	31	35			
	(H26)					
	56			37	40	41
達成率		79.5	89.7	66.1	71.4	73.2

説明	<p>急な残業や保護者の病気の際など、既存の保育体制では応じきれない変動的、変則的な保育ニーズに対応するファミリーサポートセンター数は、平成21年度までの目標値を39ヶ所と設定し、また、平成22年度に策定した第2期「北の大地 子ども未来づくり北海道計画」では、平成26年度までの目標値を56ヶ所と設定し、設置数は年々増加しているが、平成24年度末時点での実績は41ヶ所とやや遅れている。</p>
----	---

11 合計特殊出生率

指標説明 道内の15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値

現行計画		実績・進捗状況				
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H17)	(H29)					
1.18	現状維持 又は向上	1.20	1.19	1.26	1.25	1.26

説明	<p>本道は、未婚化・晩婚化、核家族化の進行、仕事と家庭を両立できる雇用環境の整備の遅れ、経済的な自立が困難な若年者の増加等の要因により、全国に比べ合計特殊出生率の回復が遅れている状況にあるが、合計特殊出生率は平成17年の1.18から徐々に上昇してきている。</p>
----	---

12 道民カレッジの講座受講者数

指標説明 道民カレッジが主催又は大学等が実施する連携講座の受講者数

[単位:人]

現行計画		実績・進捗状況				
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H18)	(H29)					
36,587	132,000	48,365	73,362	60,071	74,796	77,666
達成率		36.6	55.6	45.5	56.7	58.8

説明	<p>道民カレッジの受講者数は、大学、市町村、民間事業者等が提供する連携講座の増加により、学習機会が広がったことなどから、順調に推移している。</p>
----	---

13 地域住民と共同して行うボランティア活動の実施状況(高校)

指標説明 他の校種の学校(幼稚園、小・中学校等)や地域社会などと連携したボランティア活動を行っている高校の道内における割合

[単位: %]

現行計画		実績・進捗状況				
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H19)	(H24)					
71.0	81.0	80.0	90.3	94.1	97.7	94.8
達成率		98.8	111.5	116.2	120.6	117.0

説明	コミュニケーション能力を育成する観点から、幼稚園や小・中学校等の他の校種や地域社会と連携したボランティア活動を行っている公立高校の割合は、目標値を達成している。
----	--

14 青少年活動リーダー養成の状況

指標説明 青少年活動リーダー養成事業修了者のうち、様々な体験活動やボランティア活動など地域活動への参画率

[単位: %]

現行計画		実績・進捗状況				
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H19)	(H24)					
61.9	100.0	65.2	71.8	81.6	87.8	93.4
達成率		65.2	71.8	81.6	87.8	93.4

説明	地域づくりに参画する青少年活動リーダーを養成するため、中高校生を対象とした「青少年活動リーダー養成講座」を実施しており、増加傾向にあるが目標には達していない。なお、平成24年度の青少年活動リーダー養成講座を修了した260名のうち、243名が地域活動に参画している。
----	--

15 インターンシップの実施状況

指標説明 全日制道立高校普通科在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合

[単位: %]

現行計画		実績・進捗状況				
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H18)	(H24)					
31.0	62.0	30.4	31.4	32.0	33.0	34.0
達成率		49.0	50.6	51.6	53.2	54.8

説明	全日制道立高校普通科において在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合は、増加傾向にあるが目標には達していない。 原因としては、生徒の希望する業種の受入先の開拓が困難なことが考えられる。
----	---

16 新規高卒・大卒者就職内定率

指標説明 高校、大学卒業見込者の卒業年度の3月末における就職内定者の道内における割合

[単位: %]

現行計画		実績・進捗状況					
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	
(H18)	(H29)						
高卒者	84.5	96.9	83.1	79.9	85.0	88.0	92.9
大卒者	87.8	92.6	85.1	84.9	84.2	86.1	88.2
達成率	高卒者	85.8	82.5	87.7	90.8	95.9	
	大卒者	91.9	91.7	90.9	93.0	95.2	

説明	全国的な景気回復や企業の収益改善により、新規高卒者・大卒者の就職内定率は改善傾向にある。
----	--

17 開業率

指標説明 起業の状況を把握するために設定する指標であり、既存事業所に対する新設事業所数の道内における割合

[単位: %]

現行計画		実績・進捗状況				
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H16~18)	(H29)		(H18~21)			(H21~24)
	5.53	7.0	2.96			1.9
達成率			42.3			27.7%

※5年に2回の頻度で実施される経済センサスによる。

説明	平成21~24年の開業率は、北海道のみならず、全都道府県・全産業(大分類ベース)で低下した。なお、全国平均は1.82%であり、本道を下回っている。
----	---

18 外国人留学生数

指標説明 出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格により、道内の大学等において教育を受ける外国人学生

[単位: 人]

現行計画		実績・進捗状況					
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	
(H19)	(H29)						
	1,776	2,500	1,900	2,173	2,537	2,734	2,737
達成率			76	86.9	101.5	109.4	109.5

説明	外国人留学生は、平成19年からの5年間で961名、約54%の増加となっており、順調に推移している。 このような増加傾向は全国的に見られ、文部科学省が行っている「留学生30万人計画」の進捗により、今後もさらなる増加が期待される場所であるが、一方で、留学生が東京や大阪等の大都市圏に集中する傾向も見られる。
----	--

19 青年海外協力隊派遣人員

指標説明 国際協力事業団(JICA)の青年海外協力隊派遣事業への道内からの年間派遣人数

[単位:人]

現行計画		実績・進捗状況				
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H18)	(H29)					
80	120	58	74	59	46	32
達成率		48.3	61.7	49.2	38.3	26.7

説明	全国的に応募数が減少しており、遅れがみられる。
----	-------------------------

20 有害情報への対応

指標説明 フィルタリングソフト等の活用により有害情報に対応している小・中学校の道内における割合

[単位:%]

現行計画		実績・進捗状況				
基準年度	目標値	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
(H18)	(H24)					
83.4	100.0	87.0	87.5	91.1	93.8	97.3
達成率		87.0	87.5	91.1	93.8	97.3

説明	インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及と情報化の進展など青少年を取り巻く環境の変化により、子どもたちを巡る新たな課題が深刻化しており、フィルタリングソフト等の活用による有害情報に対応している小中学校の割合は増加傾向にあるが、目標値に達していない。
----	---

北海道青少年健全育成基本計画の指標の検証

計画の体系と主要な指標

基本方針	施策の目標	主な取組	No.	項目名
I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり	1 青少年の豊かな人間性をはぐくむ家庭づくりの促進	(1) 基本的生活習慣の形成等家庭教育のための情報と機会の提供	1	小中学生の朝食摂取の状況
		(2) 保護者の役割、父親の積極参画等の啓発	2	育児休業取得率
			3	子育てを支援する企業割合
	2 心身の健やかな成長と生きる力をはぐくむ教育の推進	(7) 社会で生きる実践的な力の育成	4	青少年の主張参加学校数
			5	規範意識や基本的な倫理観等の状況
		(8) 豊かな心と健やかな体の育成	6	学校における一斉読書の取組状況
			7	いじめの解消の状況
	3 地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりの促進	(10) いじめ・不登校対策等の推進	8	不登校児童生徒の学校復帰の状況
			9	放課後児童クラブ数
		(13) 地域の身近な場所での居場所づくり	10	ファミリー・サポート・センター数
			11	合計特殊出生率
II 青少年の自立を促す環境づくり	4 青少年の自立への意欲を培う環境づくりの促進	(19) 生涯学習の推進	12	道民カレッジの講座受講者数
	5 青少年の自立をはぐくむ地域環境づくり	(22) ボランティア活動等社会奉仕活動の参加促進	13	地域住民と共同して行うボランティア活動の実施状況(高校)
		(24) 青少年団体活動の促進	14	青少年活動リーダー養成の状況
	6 青少年の自立を支える就業環境づくりの促進	(27) 青少年の望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育等の充実	15	インターンシップの実施状況
		(28) 青少年の就業支援の促進	16	新規高大卒者就職内定率
		(30) 起業の支援	17	開業率
	7 国際感覚豊かな青少年の育成	(32) 多様な国際交流活動の推進	18	外国人留学生数
		(33) 国際協力活動への参加促進	19	青年海外協力隊派遣人員
	III 社会環境の浄化の促進	9 青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化	(39) 有害情報対策の推進	20

北海道青少年健全育成基本計画の改定業務スケジュール

H26. 5. 30現在

年月	道民生活課	庁内検討会議	健全育成審議会		道議会(環生委員会)	パブコム	財政課協議
			本審議会	専門部会			
平成26年	3月 上旬	指標の検証作業					
	3月 中旬						
	3月 下旬		推進本部(庁内検討会議)				
	4月 上旬	計画素案作成準備					
	4月 中旬						
	4月 下旬						
	5月 上旬						
	5月 中旬						
	5月 下旬						
	6月 上旬			見直しの諮問			
	6月 中旬	計画素案作成 ※作成作業中に素案検討のたたき台を各委員に送り、検討結果を踏まえ、素案検討用資料を				第2回定例会	
	6月 下旬						
7月 上旬				素案検討のたたき台を検討			
7月 中旬							
7月 下旬		幹事会(素案照会)					
8月 上旬		計画素案の検討					
8月 中旬							
8月 下旬	パブコム募集要領検討						
9月 上旬							
9月 中旬			計画素案送付				
9月 下旬			計画素案の審議		第3回定例会		
10月 上旬	審議会後の補足作業後、計画素案決定						
10月 中旬					パブコム募集要領提出	計画素案協議	
10月 下旬							
11月 上旬	計画案の作成						
11月 中旬				計画素案報告(委)	パブコム実施(1ヶ月)		
11月 下旬					第4回定例会		
12月 上旬		計画案の検討(照会) 計画案の検討(推進会議本部幹事会)					
12月 中旬			計画案送付(文書照会)			計画案協議	
12月 下旬	計画案の決定						
平成27年	1月 上旬						
	1月 中旬					考え方の公表、通知	
	1月 下旬			計画案審議・答申			
	2月 上旬		計画案の報告(推進会議本部幹事会)				
	2月 中旬				計画案報告(委)		
	2月 下旬						
3月 上旬					第1回定例会		
3月 中旬	推進本部決定						
3月 下旬							

北海道青少年健全育成条例の改正と現行の基本計画

1 北海道青少年健全育成条例の主な改正内容

(1) 青少年の定義（第14条）

青少年の下限年齢を撤廃し、18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）を条例対象とする。

(2) 携帯電話インターネット接続契約の締結等の際の確認、説明等（第30条の2）

ア 事業者（携帯電話事業者、契約代理店）の義務

(7) 青少年使用の確認義務

携帯電話事業者等は、契約に当たっては、携帯電話端末等の使用者が青少年であるかを確認しなければならない。

(イ) 保護者等に対する説明・書面の交付義務

携帯電話事業者等は、携帯電話端末等（スマートフォンを含む。）の使用者が青少年である場合は、保護者等に対し、青少年が有害情報等を閲覧する機会が生じることやフィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの内容等を説明するとともに、書面により交付しなければならない。

(ウ) 書面の保存義務

携帯電話事業者は、保護者からフィルタリングサービスを利用しない旨の申し出に係る書面の提出を受け、フィルタリングサービスの利用を条件としない契約を締結したときは、当該書面を保存しなければならない。

イ 保護者の義務

保護者は、フィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をする場合には、理由を記載した書面を提出しなければならない。

(3) 個室等への立ち入りの制限等（第37条の2）

ア カラオケボックスやインターネットカフェ等の営業者は、営業する場所において、出入口に施錠の設備を設けていたり、内部の見通しを妨げる設備を設けている個室等に、青少年を客として立ち入らせないように努めることとする。

イ カラオケボックスやインターネットカフェ等の営業者は、営業する場所に青少年を客として立ち入らせたときは、施設内の巡回に努めることとする。

(4) 場所の提供等の禁止（第40条）

青少年に場所を提供する又は斡旋する行為の禁止事項に、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をみだりに使用する行為を追加することとする。

2 現行の基本計画の関連規定

現行の基本計画の規定	備 考
<p>第4章 青少年健全育成の施策の基本的方向と体系</p> <p>1 施策の目標と主な取組</p> <p>基本方針Ⅲ 社会環境の浄化の促進</p> <p>施策の目標8 青少年の非行を助長するおそれのある社会環境の浄化</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主な取組(34) 非行防止対策の推進</p> <p>(取組の方向)</p> <p>○ 青少年の非行を防止するため、街頭補導、相談活動等、地域における非行防止活動を支援していくとともに、非行防止教室の開催や指導者の育成等、地域社会が一体となった取組が促進されるよう総合的な非行防止活動の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年補導員や少年サポートセンター警察職員による地域が一体となった街頭補導の実施に努めます。 ・ 少年サポートセンター、児童相談所、道立教育研究所等における総合的な相談の実施や居場所づくりの推進に努めます。 ・ 少年補導員等の研修会開催等による、指導者等の資質の向上に努めます。 ・ 警察関係機関と教育機関との連携による非行防止教室の開催など、青少年の規範意識の醸成に努めます。 ・ 青少年と大人の意見交換の場の設置等により、地域と家庭、学校、職場が一体となった非行防止活動の積極的な推進に努めます。 	<p>(凡例)</p> <p>○H26.4.1条例改正関係</p> <p>☆上記以外</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主な取組(35) 薬物乱用の防止対策の推進</p> <p>(取組の方向)</p> <p>○ 覚せい剤やシンナー等薬物で検挙される青少年の数は、減少傾向にあるものの、これらの薬物は深刻な健康被害をもたらすことから、警察や教育機関、保健所等の連携による薬物乱用防止に向けた対策の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察関係者、麻薬取締官OB、医師、学校薬剤師等の専門家による薬物乱用防止教室の開催等薬物乱用防止に向けた教育の実施に努めます。 ・ 薬物乱用防止指導員等を中心とした啓発活動等の実施に努めます。 ・ 青少年の薬物の再乱用防止に向けた保健所等における相談の推進に努めます。 	<p>☆薬事法改正(H26.4.1施行)により使用を禁止された脱法ドラッグへの対応</p>

現行の基本計画の規定	備 考
<p style="text-align: center;">主な取組(36) 未成年者の飲酒・喫煙防止対策の推進</p> <p style="text-align: center;">(取組の方向)</p> <p>○ 20歳未満の飲酒、喫煙は発達段階にある体の成長に様々な影響をもたらすとともに、これらの行為が非行や犯罪への第一歩ともなることから、早い段階での適切な対策に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者の飲酒・喫煙の防止に関する啓発や街頭補導等の実施に努めます。 ・ たばこ・アルコールを未成年者へ販売しないよう事業者への協力要請を促進します。 	
<p style="text-align: center;">主な取組(37) 青少年立ち直り支援の充実</p> <p style="text-align: center;">(取組の方向)</p> <p>○ 非行少年等を立ち直らせ、再び非行等を犯さないよう、地域環境の醸成や各関係機関、関係者等地域社会が一体となった非行少年等の立ち直り支援の促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会を明るくする運動」との連携等、地域社会が一体となった普及啓発活動の推進に努めます。 ・ スポーツや料理、ボランティア、環境美化活動等の体験活動を通じた少年の居場所づくりの推進に努めます。 	
<p style="text-align: center;">施策の目標9 青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化</p> <p style="text-align: center;">主な取組(38) 青少年立ち直り支援の充実</p> <p style="text-align: center;">(取組の方向)</p> <p>○ 青少年の心身の健全な発達のため、図書類取扱業者、興行者等関係業界団体や事業者の自主的な取組の徹底を要請するとともに、保護者等に対し情報提供を行うなど、家庭、地域社会と一体となった有害環境浄化の促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道青少年健全育成条例に基づき、規制等の内容についての普及啓発や立入調査の推進に努めます。 ・ 関係機関や関係団体、地域住民との連携による地域社会が一体となった啓発などの環境浄化活動の促進に努めます。 	

現行の基本計画の規定	備 考
<p style="text-align: center;">主な取組(39) 有害情報対策の推進</p> <p style="text-align: center;">(取組の方向)</p> <p>○ 携帯電話やインターネットを介して有害情報が氾らんし、いわゆる出会い系サイトに起因する青少年の性的な被害も増加していることから、携帯電話、パソコンへのフィルタリングサービス（ソフト）の導入や事業者・業界団体に対する要請、指導等に努めるとともに、保護者・関係者等に対する啓発活動の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年が使用する携帯電話、パソコンへのフィルタリングサービスやフィルタリングソフトの活用等による有害情報への対策について、保護者等への普及啓発活動の推進に努めます。 ・ 携帯電話の事業者・販売者等との連携を進めるなど、青少年が使用する携帯電話へのフィルタリングサービスの導入の促進に努めます。 ・ 警察や教育機関との連携などによる保護者や青少年に向けた出会い系サイトの危険性の啓発や非行防止等のための移動教室の開催に努めます。 	<p>○保護者のフィルタリングサービスを使用しない場合の書面提出義務</p> <p>○携帯事業者の義務(青少年使用の確認、保護者等への説明・書面交付、フィルタリングサービスを使用しない旨の書面保存)</p>
<p style="text-align: center;">主な取組(40) 情報活用能力・情報モラル教育の充実</p> <p style="text-align: center;">(取組の方向)</p> <p>○ 近年の情報化社会の急速な進展により、各種情報の入手・活用が容易になったことに伴い、これらの情報を有効活用するための能力を身に付けるための教育や、誤った活用によるトラブル等を未然に防止するための情報モラルを身に付けさせるための教育等の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メディアによる情報を取捨選択し、必要な情報を適切に活用・発信できる能力（メディア・リテラシー）の向上に努めます。 ・ 各教科や総合的な学習の時間等における、インターネットによる調べ学習やコンピュータを使用した発表等 I C T の積極的な活用を図ります。 ・ 個人情報や著作権、情報セキュリティ等に関するモラルやルール、有害情報への対処法等についての理解の促進に努めます。 ・ 自らが発信する情報に対する責任を持ち、情報化社会の創造に参画しようとする望ましい態度や意識の醸成に努めます。 ・ 教員の I C T の活用に関する指導力の向上、効果的な学習指導の工夫・改善に努めます。 ・ 各学校にインターネットによるトラブルに対応するための教師用マニュアルを配付する等、情報教育に取り組むことができる資質・能力等の向上に努めます。 	

現行の基本計画の規定	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ フィルタリングの活用等、携帯電話やインターネット等の安全な利用方法についての普及啓発に努めます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>主な取組(41) 消費者教育の推進</p> <p>(取組の方向)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会経験の浅い青少年は、悪質な手口等による消費者トラブルに巻き込まれやすく、商取引や金融、悪質商法への対処方法や金銭感覚の育成など社会生活に必要な知識を身に付けさせ、自立した消費者として、判断、行動できる力を育てることが大切であることから、悪質商法等の被害を未然に防止するため、啓発や学校等における教育を推進するとともに、被害者早期救済等に向けた相談体制の整備に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年者向けのセミナー等の啓発活動を行うとともに、学校等における消費者教育の推進に努めます。 ・ 被害者の早期救済や被害の未然防止のため、消費生活相談体制の整備に努めます。 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>主な取組(42) 事業者等の自主規制の促進</p> <p>(取組の方向)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年にとって有害な情報を与えないよう事業者自らが進んで環境整備を進める等、事業者等の適切な自主規制が促進されるよう努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ等図書類を取り扱う事業者に対し、青少年への健全な育成を害するおそれがある図書類(有害図書類を除く。)の青少年への販売、貸出等に関する自主規制の促進について、要請強化に努めます。 ・ インターネットプロバイダ、パソコンや携帯電話の販売者等に対し、有害情報対策など自主規制の促進等について、要請強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○カラオケボックス・インターネットカフェ等の個室等への立入制限の努力義務に係る啓発・協力要請

現行の基本計画の規定	備 考
<p>基本方針Ⅳ 青少年の福祉を阻害する行為の防止促進</p> <p>施策の目標10 青少年の被害の防止と保護</p> <p>主な取組(43) 子どもの安全・安心の確保のための取組の推進</p> <p>(取組の方向)</p> <p>○ 登下校時の事件・事故等から自らを守ることができるよう、児童等に対し安全に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、十分身に付けていない児童等の安全・安心を確保するため、登下校時や道路、公園等の公共空間における児童等の安全確保のための取組に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実践的な防犯教室の開催や通学安全マップ等の作成、地域や道民等に対する情報提供の推進に努めます。 ・ 学校、地域住民、保護者、警察、施設管理者等の連携による地域社会全体での児童等の安全確保に努めます。 ・ コンビニエンスストア等各種施設や各種事業所等の協力による「子どもの安全を見守る運動」の展開等児童等の安全確保に対する道民への注意喚起及び児童等の一時保護、通報等に関する協力の促進を図ります。 ・ 犯罪の被害に遭わないための知識と能力を身に付けるための学習の推進に努めます。 	
<p>主な取組(44) 青少年の福祉を阻害する犯罪への対策</p> <p>(取組の方向)</p> <p>○ 児童買春や児童ポルノ等青少年の福祉を阻害する犯罪であるいわゆる福祉犯については、近年のインターネット等の発達による出会い系サイトの影響等もあり、増加傾向にあることから、青少年がこうした犯罪に遭遇することを未然に防止するための教育、啓発を推進するとともに、取締等にも努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉犯等の被害者となることを防止するため、学校における性教育や地域での携帯電話へのフィルタリングサービスの導入等の啓発活動の促進を図ります。 <p>また、繰り返して被害者とならないよう、家庭、学校、関係機関等の連携強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「北海道青少年健全育成条例」、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」等関係法令に基づく捜査、取締活動を推進します。 	<p>☆リベンジポルノ対策</p>

現行の基本計画の規定	備 考
<p style="text-align: center;">主な取組(45) 児童虐待の予防と早期対応</p> <p style="text-align: center;">(取組の方向)</p> <p>○ 児童虐待を防止するため家庭への支援や早期発見、早期対応のための地域における体制整備が必要とされることから、専門機関等における相談・援助体制の充実や被害児童の養護、親子再統合のための支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所や市町村の相談体制強化の促進を支援します。 ・ 育児が困難な状況や虐待の可能性がある等援助が必要な家庭の早期発見及び適切な援助体制の構築に努めます。 ・ 里親や児童養護施設、児童家庭支援センター等を活用した養護援助体制の確立に努めます。 ・ 被虐待児の心のケアに努めるとともに、家族の調整や支援による親子の再統合への取組を支援します。 ・ 要保護児童対策地域協議会や配偶者暴力相談支援センター等、地域の関係機関との連携の促進を図ります。 	
<p style="text-align: center;">主な取組(46) 民間防犯団体等との連携強化</p> <p style="text-align: center;">(取組の方向)</p> <p>○ 青少年を犯罪等による被害から守り、地域住民の目の行き届いた犯罪の起きにくい安全安心なまちづくりを進めるため、民間防犯団体や町内会等と地域住民、関係機関等の連携の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署や消防署、市町村等関係行政機関、住民、防犯団体、事業者団体等が連携した自主的な防犯活動の促進を図ります。 ・ 民間防犯団体等を中心とした自主防犯活動の促進を図ります。 ・ 町内会等青少年関係団体による啓発活動等の促進を図ります。 	
<p style="text-align: center;">主な取組(47) 指導・相談体制の充実</p> <p style="text-align: center;">(取組の方向)</p> <p>○ 青少年の被害を未然に防止するため、青少年が気軽に利用しやすいよう相談体制の充実に努めるとともに、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう相談員の資質向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所、福祉事務所、保健所、警察、道立教育研究所等における相談の実施に努めます。 ・ 相談員の資質向上を図るため研修等を実施するとともに、専門家の協力による相談の実施に努めます。 	